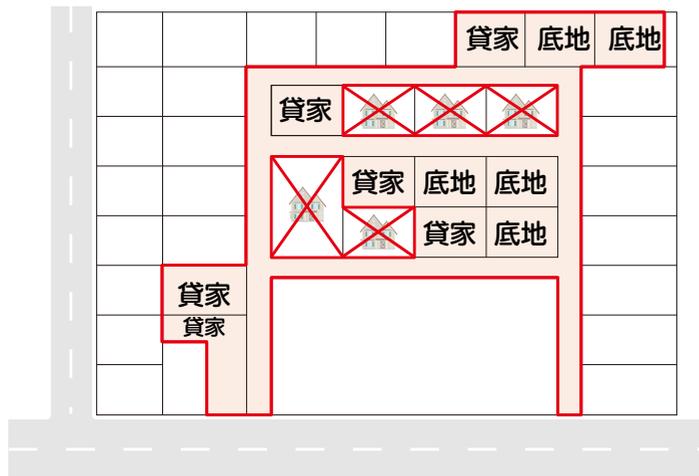


ケース

姉と弟で相続をし、その後姉が亡くなり、 義理の兄と共有状態になった話



◎ 困った点

- ・元々は一団の土地（整形地）であったが、切り売りしてしまったので、大半の部分が再建築不可能な物件である。
- ・賃料が周辺相場よりも著しく低く、固定資産税を支払うと手取りが僅かになってしまう
- ・経年劣化や台風・地震等による破損における修繕費用はとて捻出出来ない。⇒ 維持・管理が困難
- ・売却したいが姉の夫（義理の兄）に遠慮がある。

結果

クマシュー工務店独自のノウハウにより
買取り致しました!

大阪市〇〇区

物件種別：底地・貸家・空家・更地
土地面積：約148坪
所有者：本人外1名（共有持分）
年間収入：2,500,000円

取引後の地主様の一言

■この物件の収入（賃料・売却益）で自宅のローンが払えて有難かったけど、姉の健在な内に処分も視野に入れて検討するべきだった。